

英国公的年金の長期推計について

目次

1. 制度の概要.....	2
2. 年金財政の現況.....	5
3. 将来人口推計.....	7
4. 年度ごとの意見書提出.....	8
5. 5年ごとの財政検証.....	9
6. 2011年改正時の検討状況.....	18
7. 2013年年金法草案.....	22
8. 担当者後記.....	23

表一覧

表 1. LEL 等の基準額と保険料率（2012 年度）.....	3
表 2. 国家第二年金算定のための総報酬分割及び各区分の額.....	5
表 3. 国民保険基金の収支状況.....	6
表 4. 基本前提.....	8
表 5. 基本前提下の国民保険基金収支見通し（金額の単位：億ポンド）.....	9
表 6. 第一種保険料の保険料率推移（適用除外でない者への適用）.....	10
表 7. 出生率及び純移民数の前提.....	10
表 8. 65 歳の者の平均余命前提.....	11
表 9. 基本前提の比較.....	14
表 10. 保険料率変化の要因（実質所得増加率 2.0% の場合）.....	15
表 11. 各種推計結果.....	18
表 12. 受給開始年齢引上げスケジュール.....	20

図一覧

図 1. 制度の概念図.....	2
図 2. 給付費の推移.....	7
図 3. 基本前提下での人口見通し（人口の単位：百万人）.....	11
図 4. 男性の受給開始年齢.....	13
図 5. 女性の受給開始年齢.....	13
図 6. GDP に対する支出総額の比率.....	16
図 7. 積立水準.....	17
図 8. 引上げ月数別の人数分布.....	21
図 9. 20 歳到達後期間に対する受給開始後期間の比率.....	22

1. 制度の概要

(1) 英国の年金制度は、年金を中心として、失業、業務上災害等に係る給付を総合的・一元的に行う制度として全国民を対象としている国民保険〈National Insurance〉制度の基幹部分として運営されている。

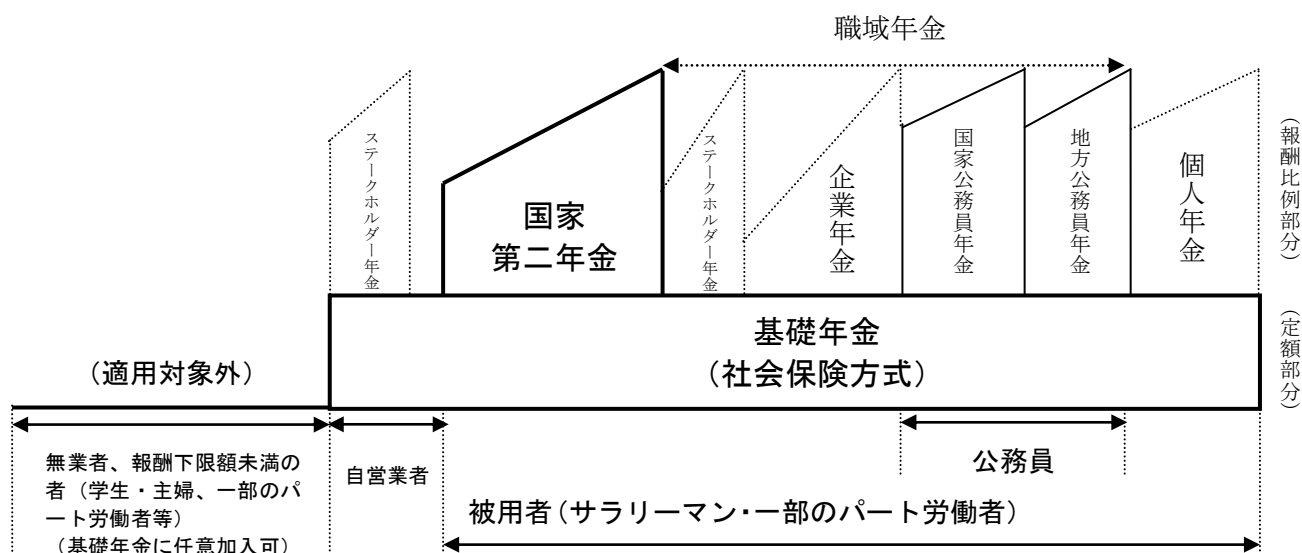
(2) 年金制度は、被用者・自営業者を通じた定額の基礎年金と被用者のみを対象とした報酬比例の国家第二年金〈State Second Pension〉^{脚注1}とからなる二階建ての構造になっている。職域年金・個人年金の加入者は、国家第二年金の適用除外〈contract-out〉が認められてきたものの、2012年4月6日^{脚注2}より以下の制度の加入者への適用除外は認められなくなった。

ア) 個人年金又はステークホルダー年金〈stakeholder pension〉

イ) 確定拠出型の企業年金

2012年10月から職域年金への自動加入制度〈automatic enrolment〉^{脚注3}が実施となった。

図 1. 制度の概念図



注 1. 上図は 2011 年度までの概念図である。

注 2. ステークホルダー年金とは、主に中所得者向けの確定拠出型個人年金。2001 年 4 月から販売開始となっている。

(3) 賦課基準額超の所得を得ている、16 歳以上で受給開始年齢〈State Pension Age〉前までの者に対して保険料負担義務が課されている。

被用者を対象とした第一種保険料^{脚注4}以外に、第二種保険料 (自営業者対象)、第三種保険料 (報酬下限額未満の報酬である者及び無職の者の任意加入向け) 及び第四種保険料 (第二種保険料支払いに加えて、経費控除後の収入が一定額を超えている自営業者に支払い義務がある。) がある。

脚注1 1978 年度から 2001 年度までの保険料拠出記録に基づき給付がなされる報酬比例年金は、国家報酬比例年金〈State Earnings-Related Pension Scheme〉(略称、SERPS) である。国家第二年金は、2002 年度以降の保険料拠出記録に基づき給付がなされる。SERPS のみの受給者、国家第二年金のみの受給者及び両制度の受給者がいる。

脚注2 4 月 6 日から翌年 4 月 5 日までを一年度とする税年度〈tax year〉が採用されている。

脚注3 <http://www.dwp.gov.uk/newsroom/press-releases/2012/oct-2012/dwp104-12.shtml>

脚注4 例えば、2010 年度の保険料総額に占める第一種保険料の割合は 98% であり、第一種保険料が大宗を占めている。

第一種保険料は、被保険者負担分と事業主負担分とを合算した額になる。適用除外の者に対しては、算定上限額（Upper Accrual Point）（略称. UAP）以下の総報酬に乗じる保険料率は免除保険料率分だけ低くなる。UAP 超の総報酬^{脚注5}のうち、超過分へ乗じる保険料率に免除はない。保険料算定のための各基準額は週額、月額及び年額にて設定されている。算定方法は以下の通りである。

- a. 被保険者の総報酬が報酬下限額（Lower Earnings Limit）（略称. LEL）未満である場合、保険料負担義務はなく、受給資格を得ることもない。
- b. 被保険者の保険料負担は、被保険者の総報酬を基に以下により定まる。
- ア) LEL 以上被保険者適用賦課基準額（Primary Threshold）（略称. PT）以下である場合は、被保険者へ適用される保険料率は 0%とみなされ、この間の被保険者の保険料負担はないものの、受給資格を得ることができる。
- イ) PT 超報酬上限額（Upper Earnings Limit）（略称. UEL）以下である場合は、総報酬から PT の額を控除した額に被保険者へ適用される保険料率を乗じて得られる額が、被保険者負担分の保険料である。
- ウ) UEL 超である場合は、UEL の額から PT の額を控除した額に被保険者へ適用される保険料率を乗じて得られる額と UEL からの差額に UEL 超の額に適用となる保険料率を乗じて得られる額とを合算した額が、被保険者負担分の保険料である。

表 1. LEL 等の基準額と保険料率（2012 年度）

	基準額（単位：ポンド）			保険料率			
	週額	月額	年額	被保険者へ適用		事業主へ適用	
				適用除外でない者	適用除外の者	適用除外でない者	適用除外の者
				受給権は発生しない			
LEL	107	464	5,564	0%みなし		0%みなし	
ST	144	624	7,488				
PT	146	634	7,605			10.4%	
UAP	770	3,337	40,040	12.0%	10.6%		
UEL	817	3,540	42,475			2.0%	2.0%

注 1. 以下の資料を用いて、独自に作表を行った。

<http://www.hmrc.gov.uk/payerti/forms-updates/rates-thresholds-archive.htm>

注 2. 最左列に LEL から UEL までを昇順に記し、基準額欄に定められている額を示す。

注 3. 基準額欄を金額が示された表側とみなす。被保険者の総報酬が位置する行に対応する保険料率欄の値が当該被保険者に適用される保険料率である。保険料の計算方法については b. 及び c. を参照すること。特に総報酬が UEL 超である場合は、b. 及び c. を参照し、被保険者負担分の保険料計算のためには適用される保険料率が 2 種類ある点に留意すること。

^{脚注5} 年金額算定の基礎とはならない。

- c. 事業主の保険料負担は、被保険者の総報酬を基に以下により定まる。
- ア) LEL 以上事業主適用賦課基準額 (Secondary Threshold) (略称. ST) 以下である場合、この者に対する事業主の保険料負担はない。
 - イ) ST 超である場合は、総報酬から ST の額を控除した額に事業主へ適用される保険料率を乗じて得られる額が、事業主負担分の保険料である。

- (4) 基礎年金満額受給のためには、保険料拠出期間と保険料免除期間とを合算した期間 (受給資格年数 (qualifying years)) が 30 年以上^{脚注6}あることが必要である。30 年に満たない場合は、満たない期間に応じて年金額は減額される。30 年を超える受給資格年数がある場合でも、満額受給額は同じになる。

平均所得増加率、消費者物価指数の上昇率及び 2.5% を比較し、最も高い率を用いて基礎年金の改定がなされる。この仕組みは三重の保証 (triple guarantee) と呼称され、2011 年度基礎年金額を定める際に導入された。

- (5) 国家第二年金算定に用いる乗率は、保険料算定の基礎となった被保険者の年度間総報酬の額に応じて定まる。年度間総報酬の額を分割するために、年度ごとに

ア) 第一区分 (Band 1) の下限額である LEL (年額) 及び上限額である低報酬基準額 (Low Earnings Threshold) (略称. LET)

イ) 第二区分 (Band 2) の上限額である報酬上限基準額 (Upper Earnings Threshold)^{脚注7} (略称. UET)

ウ) 第三区分 (Band 3) の上限額である UEL (年額)

が定められている。但し、2009 年度の第三区分の上限額は UAP (年額) であり、2010 年度に第三区分は廃止され、第二区分の上限額が UAP になった。

n 年度の年度間総報酬の額を E(n)、LEL 等の基準額も LEL(n) 等と表記する。LEL(n) \leq E(n) の場合に受給権が発生する。

- a. 2002 年度から 2011 年度までの各区分の額算定は表 2 に示す通りである。乗率は、以下のように定められている。年度ごとの総報酬により定まる年金額は、区分ごとの額を再評価して乗率を乗じ、区分ごとの額を合算して得られる。

ア) 2002 年度後 2009 年度前に受給開始年齢に到達する者への適用

$$\text{乗率 1} = 0.4 + 2 \times N/100$$

$$\text{乗率 2} = 0.1 + 1/2 \times N/100$$

$$\text{乗率 3} = 0.2 + N/100$$

但し、N は受給開始年齢到達年度ごとに、以下により定まる値。

$$N = 0.5 \times (2009 - \text{受給開始年齢到達年度})$$

イ) 2009 年度以降に受給開始年齢に到達する者への適用

$$\text{乗率 1} = 0.4$$

$$\text{乗率 2} = 0.1$$

$$\text{乗率 3} = 0.2$$

2002 年度から 2011 年度までの年度ごとの総報酬により定まる年金額について年度を通しての積算を行い、この積算額を 1978 年度又は 16 歳に到達する年度のいずれか遅いほうの年度から受給開始年齢到達年度の前年度までの年数^{脚注8}で除して得られる額が、実際に受給する年金額である。

^{脚注6} 2010 年 4 月 6 日以降に受給開始年齢に到達する者に適用される。1945 年 4 月 5 日以前に生まれた男性の満額受給に必要な受給資格年数は 44 年、1950 年 4 月 5 日以前に生まれた女性については 39 年である。

^{脚注7} $3 \times \text{LET} - 2 \times \text{LEL}$ を計算して得られる額を、四捨五入により百ポンド単位に丸める。

^{脚注8} 1978 年度に 16 歳到達となる者は 1962 年度生まれであることから、2012 年度までに受給開始年齢に到達した者の年金額計算では用いられる年数は、1978 年度から受給開始年齢到達年度の前年度までの年数 (= 受給開始年齢到達年度 - 1978) である。

表 2. 国家第二年金算定のための総報酬分割及び各区分の額

	第一区分 (Band 1) 乗率 1	第二区分 (Band 2) 乗率 2	第三区分 (Band 3) 乗率 3
2002 年度以降 2009 年度以前 の総報酬に適用	E(n) < LET(n) であっても E(n) を LET(n) とみなす 措置が講じられている。 区分 1 の額 = LET(n) - LEL(n)	LET(n) < E(n) ≤ UET(n) の場合： 区分 2 の額 = E(n) - LET(n)	UET(n) < E(n) ≤ UEL(n) の場合： 区分 3 の額 = E(n) - UET(n)
2010 年度及び 2011 年度の総 報酬に適用		UET(n) < E(n) の場合： 区分 2 の額 = UET(n) - LET(n)	UEL(n) < E(n) の場合： 区分 3 の額 = UEL(n) - UET(n)
		LET(n) < E(n) ≤ UAP(n) の場合： 区分 2 の額 = E(n) - LET(n)	.
		UAP(n) < E(n) の場合： 区分 2 の額 = UAP(n) - LET(n)	

注 1. 独自に作表を行った。

注 2. 2009 年度の第三区分上限額 UEL は、UAP と読み替えること。

- b. 2012 年度以降の年度ごとの総報酬により定まる年金額は、以下の通りである。
- ア) $E(n) \leq LET(n)$ の場合、政令により定められる額。2012 年度の LET の額は 14,700 ポンド、政令により定められる額は 88.40 ポンドである。
 - イ) $LET(n) < E(n)$ の場合、政令により定められる額と以下のいずれかの額に 0.1 を乗じ、44 で除して得た額との合算額。
 - ・ $E(n) \leq UAP(n)$ の場合、 $E(n) - LET(n)$ の再評価後の額
 - ・ $UAP(n) < E(n)$ の場合、 $UAP(n) - LET(n)$ の再評価後の額
- 2012 年度以降の年度ごとの総報酬により定まる年金額について、年度を通しての積算を行って得られる額が、実際に受給する年金額である。
- c. 2002 年度から 2011 年度までの保険料拠出により国家第二年金の受給権を得て、かつ 2012 年度以降の保険料拠出により国家第二年金の受給権を得ている者の国家第二年金の年金額は、a. により得られる額と b. により得られる額との合算額になる。
- この者が 2001 年度以前の拠出による年金 (SERPS) も得ている場合は、SERPS による給付も同時に受給する。

2. 年金財政の現況

- (1) 歳入関税庁 (HM Revenue & Customs) (略称. HMRC) が国民保険保険料の徴収及び記録管理事務を行っている。^{脚注9}年金の裁定及び給付事務は雇用年金省 (Department for Work and Pensions) (略称. DWP) の所管であり、雇用年金省管轄下にある年金サービ

^{脚注9} 1992 年社会保障管理法第 161 条第 1 項に基づき、国民保険基金は HMRC 管轄下にある。

ス庁〈The Pension Service〉が実務を行っている。

(2) 1992年社会保障管理法〈Social Security Administration Act 1992〉第161条第2項に基づき、国民保険基金〈National Insurance Fund〉の会計報告が作成される。会計検査院長〈Comptroller and Auditor-General〉が会計報告の確認を行い、その内容を保証した上で、国会報告が行われる。表3に国民保険基金の収支状況を示す。

表 3. 国民保険基金の収支状況

金額の単位：億ポンド	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
前年度3月末積立金 ①	343	382	503	530	485
収入計 ②	714	800	782	759	766
保険料	682	755	745	738	742
支出計 ③	674	703	755	805	823
給付費 ④	621	657	705	754	778
剰員整理手当 ⑤	2	2	4	5	4
収支差 ⑥=②-③	40	97	28	▲ 46	▲ 56
3月末積立金 ①+⑥	382	479	530	485	428
積立水準 ①/(④+⑤)	55%	58%	71%	70%	62%

注1. “National Insurance Fund Account” (HMRC) を用いて、独自に作表を行った。「前年度3月末積立金÷(給付費+剰員整理手当)」の計算を独自に行い、積立水準とした。端数処理のため計算結果が一致しないことがある。

注2. 2009年度版“National Insurance Fund Account 2009-10”に以下の記載があることを踏まえて、2008年度値は2009年度版から引用を行っている。

Recent analysis has shown that in 2007-08 an adjustment to correct inaccuracies in the estimation process was not implemented and the GB NIF funding should have been £2.4 billion greater in that year. A prior period adjustment in this year's account corrects the position, with the 2008-09 closing balance of the fund increasing from £50.6 billion to £53.0 billion.

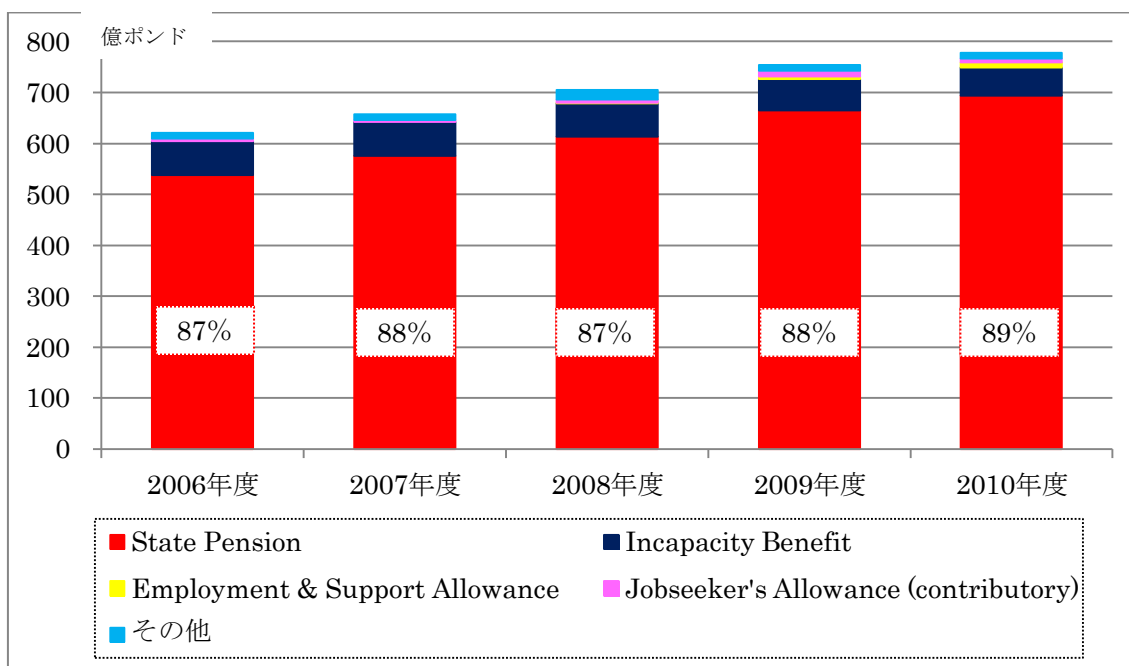
2007年度の3月末積立金を用いて2008年度の積立水準を機械的に計算すると68%になる。

$479 \div (705 + 4) = 0.675 \dots \rightarrow 68\%$

注3. 剰員整理手当 (Redundancy Payment) が支払不能となった者に雇われていた者は、国民保険基金から剰員整理手当の支払いを受ける。

- a. 収入計に占める保険料の割合は95%程度で推移している。
- b. 支出計に占める給付費の割合は9割を超えて推移している。就労不能給付〈Incapacity Benefit〉や求職者手当〈Jobseeker's Allowance〉等による給付が含まれるものの、給付費の大宗を年金給付が占めている。

図 2. 給付費の推移



注 1. “National Insurance Fund Account” (HMRC) を用いて、独自に描画を行った。

注 2. 図中の値は、給付費に占める“State Pension”の構成割合である。

(3) 国民保険制度は賦課方式により財政運営がなされている。慎重な基金運営のために年間給付費の 1/6 相当額の積立金を最低限保有する方針があり、2011 年 3 月末現在では年間給付費の 55%^{脚注10}の積立金保有がなされている。

1993 年社会保障法〈Social Security Act 1993〉第 2 条第 2 項及び第 3 項に基づき、ある年度の 3 月末積立水準を踏まえて基金維持のために必要と判断される場合は給付費の 17% までを上限として国庫からの拠出を行うことができる。2000 年度以降、国庫からの拠出は行われていない。

3. 将来人口推計

(1) 公式の全国将来人口推計の作成は、1954 年から 2006 年までは政府アクチュアリー庁〈Government Actuary’s Department〉(略称. GAD) の所管であったが、2006 年 1 月 31 日に国家統計局〈Office for National Statistics〉(略称. ONS) の所管となった。2006 年を起点とする将来人口推計が ONS による初回の推計であり、2007 年 10 月に公表された。^{脚注11}

(2) 2 年ごとに、将来人口推計は作成されている。直近の推計結果は 2010 年を起点とする将来人口推計であり、2011 年 10 月に ONS から公表された。^{脚注12}

脚注10 “National Insurance Fund Account 2010-11”より。積立水準は「当年度の 3 月末積立金 ÷ (給付費 + 剰員整理手当)」により定義されている。表 3 に示す積立水準は独自に計算したものであり、定義式が異なる。

脚注11 http://www.ons.gov.uk/ons/dep171776_240644.pdf

脚注12

<http://www.ons.gov.uk/ons/rel/npp/national-population-projections/2010-based-projections/stb-2010-based-npp-principal-and-key-variants.html#tab-Introduction>

異なる分野での国の計画で共通の人口規模や年齢構成の人口推計を利用可能にすることが、将来推計人口作成の主な目的である。

4. 年度ごとの意見書提出

(1) 次年度の基礎年金給付単価や賦課基準額等についての原案を、財務省が作成する。1992年社会保障管理法第142条第1項、第150条第8項及び第150A条第5項に基づき、原案を国会提出する前に原案が採用された場合の国民保険基金への影響に関する意見書を政府アクチュアリーは作成する必要がある。

直近の意見書は、2013年1月に政府アクチュアリーから閣内大臣へ提出された“Report by the Government Actuary on the draft Social Security Benefits Up-rating Order 2013 and the draft Social Security (Contributions) (Re-rating) Order 2013”^{脚注13}（以下「2013年度意見書」と言う。）である。

(2) 現行法^{脚注14}及び2013年度の基礎年金給付単価や賦課基準額等が前提になっている。2013年度意見書では2012年度から2017年度までの国民保険基金の収支見通しが示されている。2014年度から2017年度までの見通しは短期的な見通しである。

2012年度値は見込み値、2013年度値は予算値であり、以下の内容がわかるように収支状況が示されている。

- ア) 種別別保険料額
- イ) 運用収入
- ウ) 適用除外による免除保険料の額
- エ) 種別別給付額
- オ) 単価引上げによる2012年度から2013年度にかけての増分見込み額 等

表 4. 基本前提^{原注1}

	当年度	次年度	将来見通し			
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
被雇用者の人数 (百万人) ^{原注2}	25.4	25.4	25.6	25.7	26.0	26.2
一般的な所得増加率 ① ^{原注3}	2.6%	2.2%	3.0%	3.9%	4.0%	4.0%
CPI 上昇率 ②	2.2%	2.6%	2.2%	2.0%	2.0%	2.0%
所得増加率と CPI 上昇率との差 ①-②	0.4%	▲0.4%	0.8%	1.9%	2.0%	2.0%

原注 1. これらの前提は、2012年12月5日に公表された予算責任庁 (Office for Budget Responsibility) の経済及び財政見通しにて用いられた前提と同じである。一般的な所得増加率と CPI 上昇率とは、予算責任庁の経済及び財政見通しの表 4.1 から引用している。被雇用者の人数は予算責任庁による労働力見通しを基礎としているが、GAD へ直接提供された。

原注 2. 1人の者が複数の仕事を行うこともあるため業務数よりはむしろ事業主の人数に、被雇用者の人数は影響を受

脚注13 http://www.gad.gov.uk/Documents/Social%20Security/GAD_Report_2013.pdf

脚注14 2013年1月18日に公的年金を定額にするための草案が示された。2013年度意見書は、この草案を考慮していない。

ける。被雇用者には自営業の者を含まない。見通しでは北アイルランドの被雇用者を除いているものの、これらの数値は英国全体のものである。

原注 3. ある年度から翌年度にかけて計算した被雇用者 1 人当たり平均所得増加率である。予算責任庁の経済及び財政見通しの表 4.1 より引用している。

注 1. 2013 年度意見書より抜粋して引用。抜粋であることを踏まえて、原注の翻訳を行っている。

注 2. 三重の保証で用いられる平均所得増加率は前年度の第二四半期の増加率、消費者物価指数の上昇率は前年 9 月の上昇率である。平均所得増加率は 2011 年度第二四半期 2.9%、2012 年度第二四半期 1.6% であり、CPI 上昇率は 2011 年 9 月 5.2%、2012 年 9 月 2.2% であることから、基礎年金額は、2012 年度は前年度と比較して 5.2% 増、2013 年度 2.5% 増になる。

表 5. 基本前提下の国民保険基金収支見通し（金額の単位：億ポンド）

	2011 年度 原注 1	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
収入計原注 2	817	843	859	886	931	986	1,045
支出計	863	910	908	934	963	996	1,032
収支差	▲ 46	▲ 68	▲ 49	▲ 48	▲ 32	▲ 9	13
3 月末積立金 原注 3	386	318	270	222	190	181	194
積立水準 原注 4	46.7%	36.5%	30.3%	24.2%	20.1%	18.5%	19.1%

原注 1. 2011 年度の国民保険基金会計草案（version3.2）より。

原注 2. 運用収入を含む。

原注 3. 2012 年 3 月末日時点の積立金簿価を利用している。これは会計通りであり、過去の実務通りである。

原注 4. 給付費を用いて計算している。表中の支出計には、個人年金とマネーパージャースとの適用除外による免除保険料分の払戻し金及び管理費が含まれる。

注. 2013 年度意見書では百万ポンド単位で表示されている金額を億ポンドに丸めて引用を行った。

(3) 2014 年 3 月 31 日時点積立金が 2013 年度給付額の 1/6 以上の額になると見込まれることから、2013 年度に国庫からの拠出を行う必要はないという判断を政府アクチュアリーは行っている。

5. 5 年ごとの財政検証

(1) 1992 年社会保障管理法第 166 条に基づき、少なくとも 5 年ごとに、政府アクチュアリーは国民保険基金の財政検証を行う必要がある。給付支払いのために負担可能であると想定される範囲の決定を財政検証の目的としており、以下の点を政府アクチュアリーは考慮する必要がある。

ア) 現行の保険料水準

イ) 長期間の保険料から得られる利子収入

ウ) 現在及び将来の国民保険基金へ影響を与えると想定される他の事象

このため、2010 年 3 月に公表された 2005 年財政検証では、

エ) 前回検証以降の法改正による基金への影響、基金実績及び前提の変更を考慮する

オ) 将来の基金からの支出水準を見通す

カ) 保険料率に変更がないと仮定して見通しを作成する

キ) 将来の基金収支維持のために必要となる保険料率を見通す

こととされている。

表 6. 第一種保険料の保険料率推移（適用除外でない者への適用）

	被保険者へ適用			事業主へ適用			①+③
	基金分 ①	NHS分 ②	計 ①+②	基金分 ③	NHS分 ④	計 ③+④	
2000年度	8.95%	1.05%	10.0%	11.3%	0.9%	12.2%	20.25%
2001年度	8.95%	1.05%	10.0%	11.0%	0.9%	11.9%	19.95%
2002年度	8.95%	1.05%	10.0%	10.9%	0.9%	11.8%	19.85%
2003年度から2010年度まで	8.95%	2.05%	11.0%	10.9%	1.9%	12.8%	19.85%
2011年度	9.95%	2.05%	12.0%	11.9%	1.9%	13.8%	21.85%

原注 1. 2003年度以降、UEL 超の報酬へ被保険者保険料率（primary contribution rate）1%（NHS分）が適用となった。2011年度以降、これは2%（うち1%はNHS分）に増加する。

注 1. “Government Actuary’s Quinquennial Review of the National Insurance Fund as at April 2005” より引用。但し、丸数字は理解を助けるために独自に追記し、「①+③」欄は独自の追記である。

注 2. 2012年度の保険料率は、2011年度と同じ。

注 3. NHS とは“National Health Service” のこと。基金とは別に運営されている。

(2) 2005年財政検証では2005年4月5日を基準日として、基準日の法定事項を前提に2008年度から2071年度までの再検証が行われている。

但し、以下の法律による法定事項も前提となっている。

ア) 2007年年金法（Pensions Act 2007）

イ) 2008年国民保険保険料法（National Insurance Contributions Act 2008）

ウ) 2007年福祉改革法（Welfare Reform Act 2007）

a. 人口関連の前提は、2006年起点の全国将来人口推計に基づく。この人口推計では、直前の人口動向の分析結果を踏まえている。2006年までの死亡率傾向から各年の平均余命改善はつづく想定されている。

出生率、純移民数及び平均余命が重要な前提であり、この3つの前提では基本前提以外に、低位及び高位の前提が採用されている。高位の出生率及び純移民数並びに低位の平均余命を組み合わせた前提と低位の出生率及び純移民数並びに高位の平均余命を組み合わせた前提とを設定し、この2つの前提を採用した場合の収支見通しも作成されている。

表 7. 出生率及び純移民数の前提

	基本前提	低位	高位
出生率	1.84	1.64	2.04
2014年度以降の純移民数（千人単位）	189.5	116.5	262.5

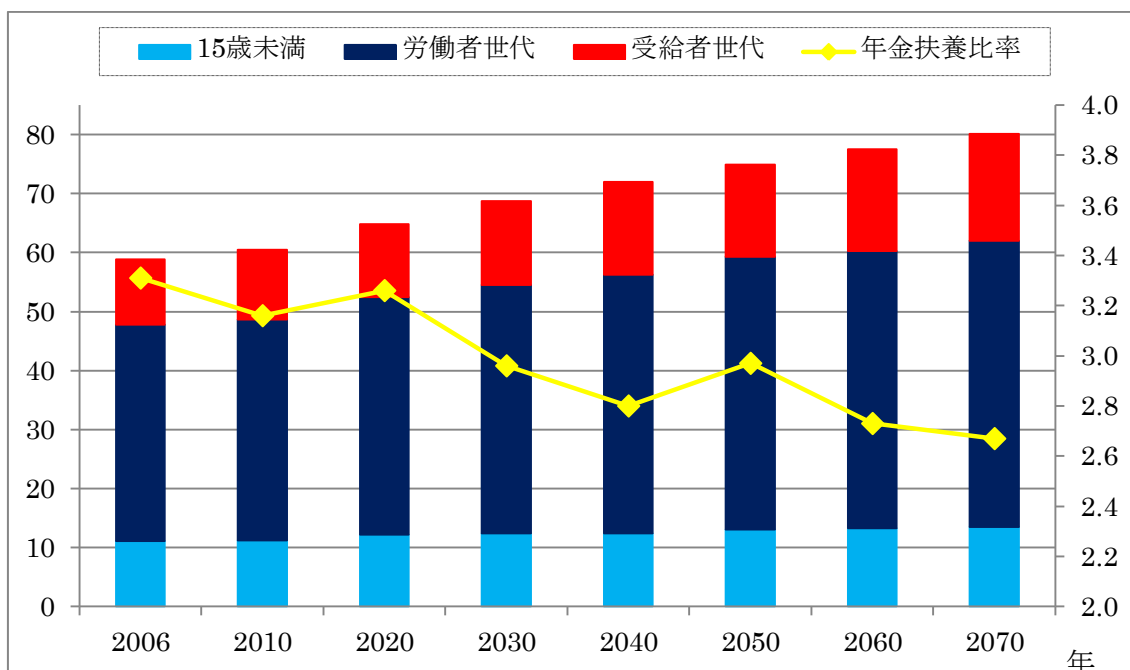
注. “Government Actuary’s Quinquennial Review of the National Insurance Fund as at April 2005” を参照して、独自に作表を行った。

表 8. 65歳の者の平均余命前提

暦年	基本前提		低位の平均余命		高位の平均余命	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
2006	17.2	20.0	17.2	20.0	17.2	20.0
2011	18.6	20.8	18.4	20.6	18.8	21.0
2021	20.6	22.7	19.9	22.2	21.3	23.1
2031	21.7	23.9	20.3	22.9	23.2	25.0
2041	22.6	24.8	20.3	23.0	25.0	26.6
2051	23.5	25.6	20.3	23.0	26.8	28.3

注. “Government Actuary’s Quinquennial Review of the National Insurance Fund as at April 2005” より引用。

図 3. 基本前提下での人口見通し（人口の単位：百万人）



原注. 2046年度までの受給開始年齢引上げ計画を踏まえている。

注 1. “Government Actuary’s Quinquennial Review of the National Insurance Fund as at April 2005” より引用。受給開始年齢引上げ計画は、2011年改正前の計画である。

注 2. 労働者世代とは15歳から年金受給開始までの者であり、受給者世代とは受給開始年齢以上の者である。人口の目盛りは左軸を参照すること。年金扶養比率（pensioner support ratio）は、労働者世代の人数を受給者世代の人数で除した値。1人の受給者世代の者を扶養する労働者世代の人数を示す指標であり、高齢化の進行に伴い、減少する。右軸を参照すること。

- b. 物価上昇率の基本前提 2.87%は財政検証目的を踏まえた場合に合理的であると、政府関係者（財務省〈HM Treasury〉、DWP及びHMRC）にて合意している。
- c. 実質所得増加率の直近50年間の実績値が変化に富んでいることを踏まえて、基本前提では1.5%と2.0%との2つの前提値が採用されている。

- d. 最近の基金実績を踏まえ、実質運用利回りは2.0%と仮定されている。他国の実績を考慮した場合でも、合理的な前提であると判断されている。
- e. GDP は所得増加率と労働力の規模とに比例して増加すると仮定されている。
- f. 給付水準及び報酬下限額等の増加率は、現行の実務に基づき、以下のように仮定されている。
- ア) 2012 年以降に基礎年金が所得に基づき増加するという仮定を除けば、物価上昇に応じて増加する。
 - イ) LEL は物価上昇に応じて増加する。
 - ウ) LET は所得上昇に応じて増加する。
 - エ) 国民保険の保険料賦課基準額等は、所得上昇に応じて増加する。
- g. 将来の経済活動人口は、財務省の労働市場参加モデルが基礎とされている。このモデルは HMRC と DWP とでも利用されており、コーホートアプローチを採用している。受給開始年齢引上げに対応した手当は、高齢者の労働参加に影響を与える。労働力率と推計人口とから、経済活動人口を得る。
推計期間を通して、失業率は5%程度で一定と仮定されている。
- h. 2005 年 4 月時点の受給開始年齢は男性 65 歳、女性 60 歳であるが、2007 年年金法による 2046 年度までの受給開始年齢引上げ計画を踏まえて財政検証は行われている。
男性の受給開始年齢と女性の受給開始年齢とを、2007 年年金法に基づく受給開始年齢（2005 年財政検証の前提）と 2011 年年金法に基づく受給開始年齢との別に図 4 と図 5 とに示す。横軸が、生年度を示している。

図 4. 男性の受給開始年齢

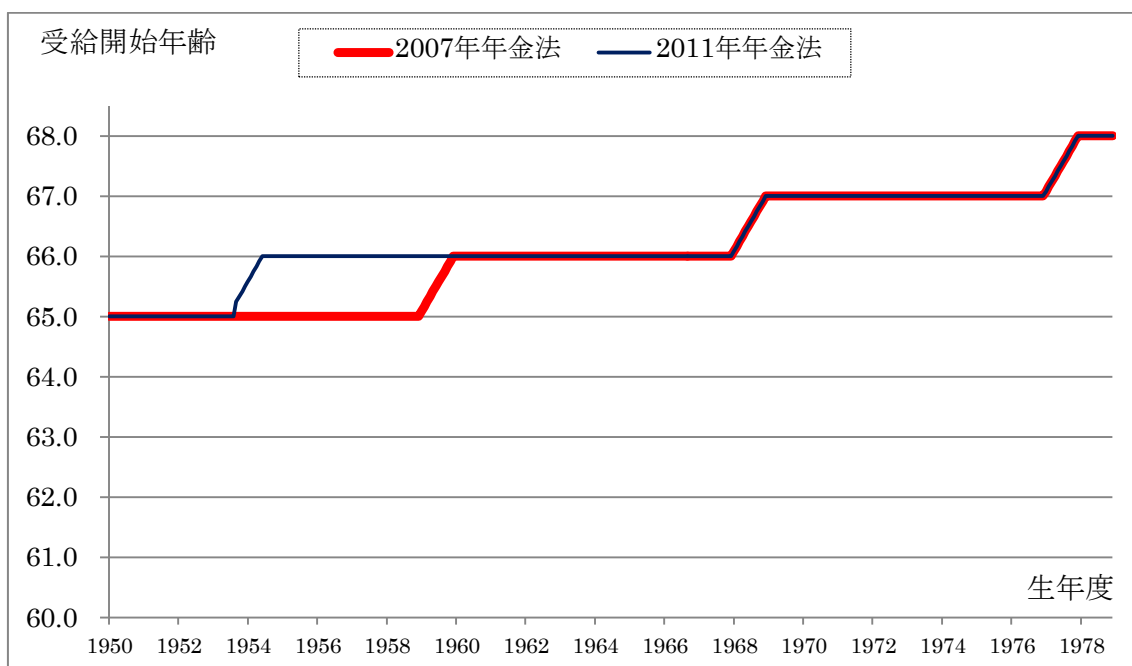
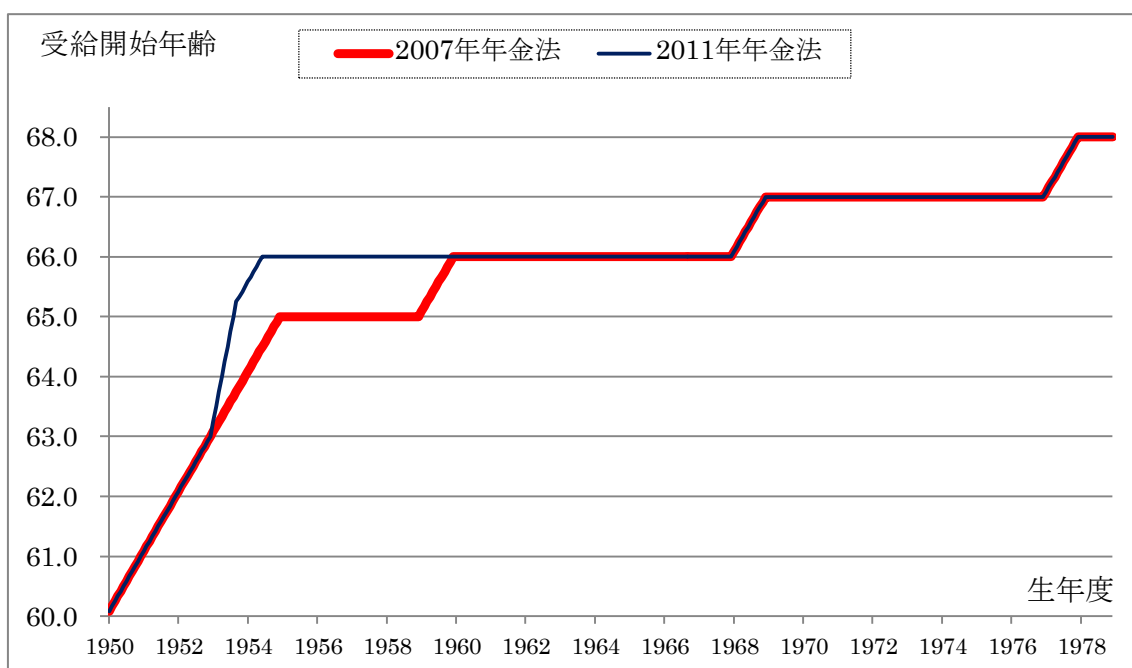


図 5. 女性の受給開始年齢



注 1. 以下の資料を用いて独自に描画を行った。受給開始年齢到達日が定められている者（引上げ途中の者）については、受給開始年齢到達日が定められている期間（誕生日の属する期間）ごとに、期間初日に対応した月単位の受給開始年齢をプロットしている。

<http://www.gad.gov.uk/Demography%20Data/Population/2006/methodology/pensionage.html>
<http://www.dwp.gov.uk/docs/spa-timetable.pdf>

注 2. 1950 年度生まれの者は 2010 年度に 60 歳に到達し、1978 年度生まれの者は 2046 年度に 68 歳に到達する。

注 3. 赤線と青線とが重なっている部分に該当する生年度の者は引上げ前倒し対象ではなく、赤線から青線への上方移動が生じている部分に該当する生年度の者が引上げ前倒し対象となる者である。

(3) 2000年財政検証と2005年財政検証との基本前提を比較した結果を表9に示す。また、年度の収支均衡に必要な第一種保険料の保険料率推計結果の変化について、この要因を表10に示す。

表 9. 基本前提の比較

		2000年財政検証	2005年財政検証
人口推計（出生率、移民率、死亡率、婚姻発生率）		GADによる2001年起点の暫定全国将来人口推計	ONSによる2006年起点の全国将来人口推計
経済	長期間の物価上昇率（RPI）	2.5%	2.87%
	給付水準と報酬下限額等との改定率	物価と所得との両方の増加率を用いる	現行の実務に基づく（物価と所得との両方の増加率を用いる）
	一般的な所得増加率（実質）	1.5%と2.0%	1.5%と2.0%
	想定上の利回り（実質）	3.5%	2.0%
労働力	労働市場	2001年度労働力サーベイを基礎とする。年齢別性別に設定。推計期間を通して概ね安定している。失業率は5%程度で一定。	受給開始年齢引上げに対応した手当に伴うHMTによるコーホートモデル。年齢別性別に設定。推計期間を通して概ね安定している。失業率は5%程度で一定。
	適用除外の割合	将来の傾向を踏まえて概ねの調整を行った前回の財政検証に基づく。2040年頃までに、マネーパッチェスによる適用除外は50%程度減少し、給与比例の適用除外は25%減少する。	DWPとの合意に基づく。マネーパッチェスによる適用除外は2012年に廃止になる。給与比例の適用除外は減少するため、保険料に対する免除保険料の比率は2010年度9%程度から2030年度3%程度まで減少し、2070年度まで3%程度で推移する。
就労不能給付、雇用支援手当		過去のデータを基礎として、給付種別ごとに支出率と動向とを仮定する。	

注1. “Government Actuary’s Quinquennial Review of the National Insurance Fund as at April 2005”より引用。

注2. “RPI”は“Retail Price Index”の略称であり、小売物価指数のこと。“HMT”は“HM Treasury”の略称。

表 10. 保険料率変化の要因（実質所得増加率 2.0%の場合）

		2010 年度	2030 年度	2060 年度
2000 年財政検証による保険料率 ^{原注 1} （物価による給付改定）		18.4%	16.4%	14.9%
給付改定	基礎年金の受給資格と満額受給のための受給資格年数との改正 ^{原注 2}	0.0%	+0.1%	+0.3%
	2012 年以降の基礎年金の所得による給付改定 ^{原注 2}	0.0%	+4.0%	+9.2%
	国家第二年金の年金額計算簡略化 ^{原注 2}	-0.1%	-0.2%	-0.5%
	65 歳から 68 歳までの受給開始年齢引上げ	0.0%	-0.1%	-2.8%
	就労不能給付から雇用支援手当への変更	+0.1%	0.0%	0.0%
人口	人口変化	0.0%	-0.1%	+1.4%
	適用除外と仮定される被保険者の人数変化	-1.0%	-1.0%	-0.7%
実績値	平均的な所得	+1.6%	+1.8%	+2.2%
	2000 年財政検証以降の他の基金実績	+0.8%	+0.8%	+0.9%
	他の重要な事項	+0.4%	-0.3%	0.0%
2005 年財政検証による保険料率 ^{原注 1}		20.2%	20.5%	24.9%

原注 1. 対象報酬に対する比率として保険料率は表現される。被保険者分は PT 超 UEL 以下の報酬であり、事業主分は ST 超の報酬である。

原注 2. 2005 年 4 月 5 日後の決定事項。

注 1. “Government Actuary’s Quinquennial Review of the National Insurance Fund as at April 2005” より引用。

注 2. 「国家第二年金の年金額計算簡略化」とは、国家第二年金の報酬比例部分のウェイトを小さくし、2030 年頃までに定額年金にすることを意味する。

(4) 2005 年財政検証の結果として収支状況表が示され、

ア) 年度末積立金

イ) 年度の収支均衡に必要な第一種保険料の保険料率

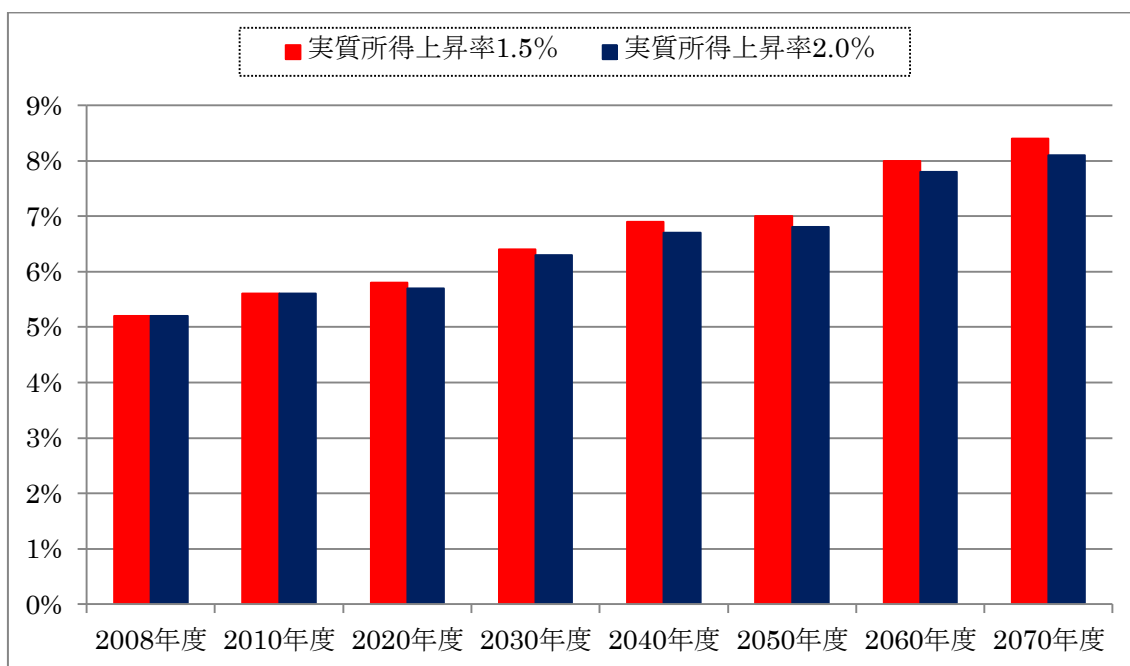
ロ) (基本前提による結果のみ) GDP に対する支出総額の比率

が示される。第一種保険料は被保険者へは PT 超 UEL 以下の被保険者の報酬に対して賦課され、事業主へは ST 超の被保険者の報酬に対して賦課されるという前提で、イ)は算出される。

基本前提による結果は、以下の通りである。

a. 高齢化進行が主な要因であるが、GDP に対する支出総額の比率は 2008 年度の 5%程度から、2070 年度には 8%程度まで上昇する。基礎年金が物価上昇のみに連動すると仮定するのであれば、GDP に対する支出総額の比率は推計期間を通して 5%程度になる。

図 6. GDP に対する支出総額の比率

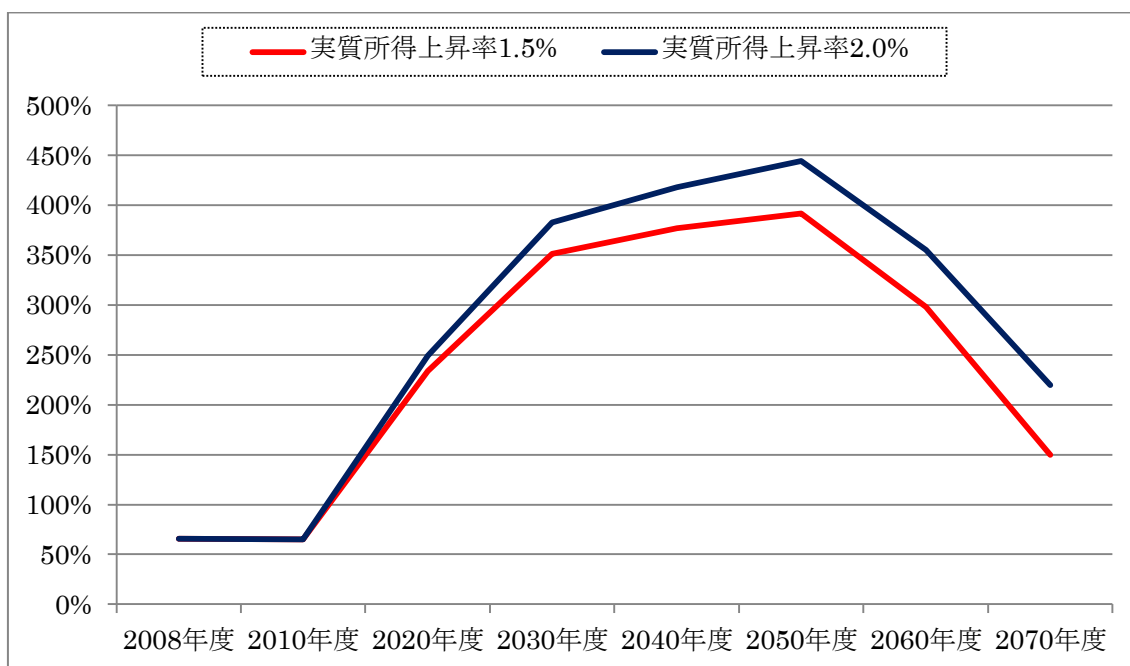


注. “Government Actuary’s Quinquennial Review of the National Insurance Fund as at April 2005” より引用。

- b. 年度の収支均衡に必要な第一種保険料の保険料率は 2008 年度の 21%程度から、2020 年度には 19%に減少後徐々に増加し、2070 年度には 26~27%程度になる。
- c. 保険料率に変更がない仮定^{脚注15}の下で、以下の結果が得られている。
- ア) 第一種保険料の保険料率を 2011 年度に被保険者適用分と事業主適用分とでそれぞれ 1%引き上げたことが主な要因であるが、積立金は 2050 年頃まではかなり増加し、2009 年度価格で凡そ 1 兆ポンド（実質所得増加率 2.0%の推計結果）に達すると見通される。
 - イ) 2050 年頃を過ぎると、支出が保険料収入を超過し、積立金は減少すると見通される。支出の主な増加要因は、基礎年金が連動する所得増と人口高齢化とにある。しかし、2070 年度に積立金は残っていると見通される。

^{脚注15} 2011 年度の保険料率 25.8%（被保険者 12.0%、事業主 13.8%）を用いて、推計がなされている。

図 7. 積立水準



注. “Government Actuary’s Quinquennial Review of the National Insurance Fund as at April 2005” に掲載されている収支状況表から数値引用を行い、独自に描画を行った。「前年度末積立金÷給付費総額」の計算を独自に行い、積立水準とした。

(5) 基本前提以外の前提による推計が、表 11 に示す 19 通りのパターンでなされている。

(6) GAD の“2011/2012 ANNUAL REPORT”には、2010 年 4 月 5 日を基準日とする“Quinquennial Review”を 2012 年度中に公表する予定で作業中であるとの記載がある。

表 11. 各種推計結果

	実質 所得 増加率	人口関連の前提			推計結果 - 2070 年度値 ^{注3}		
		出生率	純移 民数	平均 余命	年度末積立金 (億ポンド)	保険料率	支出/GDP
基本前提 その1	1.5%	基本	基本	基本	4,955.6	26.7%	8.4%
基本前提 その2	2.0%	基本	基本	基本	10,006.5	25.8%	8.1%
1 若返り前提	2.0%	高位	高位	低位	39,639.8	20.0%	表示なし
2 高齢化進行前提	2.0%	低位	低位	高位	保有せず	34.0%	表示なし
3 出生率低位前提	2.0%	低位	基本	基本	1,230.5	28.7%	表示なし
4 出生率高位前提	2.0%	高位	基本	基本	17,446.6	23.7%	表示なし
5 純移民低位前提	2.0%	基本	低位	基本	3,673.9	26.6%	表示なし
6 純移民高位前提	2.0%	基本	高位	基本	16,350.7	25.2%	表示なし
7 平均余命低位前提	2.0%	基本	基本	低位	25,595.5	22.2%	表示なし
8 平均余命高位前提	2.0%	基本	基本	高位	保有せず	29.5%	表示なし
9 物価による改定前提	1.5%	基本	基本	基本	54,709.6	17.1%	表示なし
10 所得による改定前提	1.5%	基本	基本	基本	保有せず	27.6%	表示なし
11 物価による改定前提	2.0%	基本	基本	基本	78,944.0	15.4%	表示なし
12 所得による改定前提	2.0%	基本	基本	基本	保有せず	27.1%	表示なし
13 失業率 2.5%前提	2.0%	基本	基本	基本	14,216.8	25.5%	表示なし
14 失業率 7.5%前提	2.0%	基本	基本	基本	5,715.3	26.2%	表示なし
15 2022 年までに適用 除外廃止前提	2.0%	基本	基本	基本	13,253.8	25.8%	表示なし
16 IB/ESA 減少前提 ^{注4}	2.0%	基本	基本	基本	13,668.1	25.7%	表示なし
17 IB/ESA 増加前提 ^{注4}	2.0%	基本	基本	基本	6,345.0	26.0%	表示なし
18 保険料収入 5%減少 前提	2.0%	基本	基本	基本	保有せず	27.2%	表示なし
19 給付費 5%増加前提	2.0%	基本	基本	基本	保有せず	27.0%	表示なし

注 1. “Government Actuary’s Quinquennial Review of the National Insurance Fund as at April 2005”から引用を行い、独自に作表を行った。

注 2. 物価上昇率 2.87%、実質運用利回り 2.0%の前提である。

注 3. 年度末積立金は 2009 年度価格による表示である。保険料率は、年度の収支均衡に必要な第一種保険料率である。

注 4. 就労不能手当や雇用支援手当が、推計期間初期の 15 年間に基本前提と比較して 50%減少又は 50%増加する前提である。

6. 2011 年改正時の検討状況

2011 年年金法により、受給開始年齢 66 歳への引上げを前倒しすることとなった。(図 4 及び図 5 並びに表 12 参照) 改正時に行われる長期推計を説明するために、この前倒しに関する検討状況を紹介する。

(1) 2010年5月に保守党〈Conservative Party〉と自由民主党〈Liberal Democrats〉とによる連立政権が発足した。この連立政権の合意文書〈Coalition Agreement〉^{脚注16}に、66歳引上げの前倒しが盛り込まれた。

(2) 2010年6月にDWPは66歳引上げの前倒しに関する「根拠に基づく意見公募〈Call for Evidence〉」を行い、この結果は“A sustainable State Pension: when the State Pension age will increase to 66”として2010年11月に取りまとめられた。^{脚注17}取りまとめでは、平均余命伸長がつづく状況下で公的年金制度には持続可能性と世代間の公平性が求められていると主張し、66歳引上げの前倒し実施の政府方針を示している。

66歳引上げの前倒しにより生じる影響評価を説明するために、“A sustainable State Pension: when the State Pension age will increase to 66”では以下の推計結果が示されている。受給開始年齢引上げ検討に際しては、将来の平均余命伸長を反映して「成人後の期間に対する受給開始後期間の比率を保つ」という考え方を原則^{脚注18}にしている。

- ア) 削減可能な国家支出
- イ) 保険料収入の増加額
- ウ) 前倒しの影響を受ける者の人数
- エ) 受給開始年齢時の平均余命（平均的な受給期間）
- オ) 20歳到達後期間に対する受給開始後期間の比率 等

(3) 2011年4月に示された“A state pension for the 21st century”^{脚注19}では、受給開始年齢については以下の2つの意見公募がなされている。

- ア) 将来の受給開始年齢引上げを決めるための仕組みはどうあるべきか。
- イ) 十分な周知期間設定のために、平均余命見通しの度重なる見直しに政府はどのように対応すべきか。

2011年7月に“A state pension for the 21st century: A summary of responses to the public consultation”^{脚注20}が取りまとめられた。ア)に対しては、将来の受給開始年齢引上げを考慮する際には、健康維持期間、地域や所得階層別の平均余命及び労働市場関連の経済指標も考慮すべきであるという意見が寄せられている。イ)に対しては、ほとんどの意見にて、十分な準備期間を設定することが重要であると主張されている。

(4) 2011年1月に改正原案提出がなされ、引上げスケジュールを若干緩和する修正が行われた後、2011年11月に成立した。

^{脚注16} http://www.conservatives.com/News/News_stories/2010/05/The_Coalitions_Programme_for_Government.aspx
2011年4月から三重の保証を導入することも盛り込まれている。

^{脚注17} <http://www.dwp.gov.uk/consultations/2010/spa-66-review.shtml>

^{脚注18} 成人後の期間に対する受給開始後期間の比率は、2007年改正時の白書である“Security in retirement: towards a new pensions system”（2006年5月公表）にも示されている。

^{脚注19} <http://www.dwp.gov.uk/docs/state-pension-21st-century.pdf> 公的年金の定額化についての意見公募が主たる内容である。

^{脚注20} <http://www.dwp.gov.uk/docs/state-pension-21st-century-response.pdf>

表 12. 受給開始年齢引上げスケジュール

	2011年改正前	2011年改正原案 2011年1月提出	2011年年金法 2011年11月成立	(参考) 2013年1月公表 年金法草案
女性 65歳到達	最初に到達する者は1955年3月6日生まれの者であり、2020年3月6日に到達。	最初に到達する者は1953年11月6日生まれの者であり、2018年11月6日に到達。	同左	改正対象ではない
66歳到達	最初に到達する者は1960年3月6日生まれの者であり、2026年3月6日に到達。	最初に到達する者は1954年3月6日生まれの者であり、2020年3月6日に到達。	最初に到達する者は1954年9月6日生まれの者であり、2020年9月6日に到達。	改正対象ではない
67歳到達	最初に到達する者は1969年3月6日生まれの者であり、2036年3月6日に到達。	改正対象ではない	改正対象ではない	1961年3月6日生まれの者が2028年3月6日に到達し、67歳への引上げが完成する。
68歳到達	最初に到達する者は1978年3月6日生まれの者であり、2046年3月6日に到達。	改正対象ではない	改正対象ではない	改正対象ではない

注. 従来の年金法では、ある受給開始年齢へ引上げ途中の者については誕生日の属する期間ごとに受給開始年齢到達日を定め、到達後は当該年齢を受給開始年齢とする者の範囲を定めている。例えば、“6th September 1954 to 5th October 1954”に誕生日が属する者の受給開始年齢到達日は“6th September 2020”と定められ、“A person born after 5th October 1954 but before 6th April 1968 attains pensionable age when the person attains the age of 66”と定められている。1954年10月5日生まれの者の受給開始年齢はむしろ65歳11か月に近く、受給開始年齢66歳到達が完成する時点は2020年10月6日である。一方、2013年1月に公表された年金法草案では、誕生日が属する期間と引上げ途中の月単位の受給開始年齢とを対応させて記載しており、1995年年金法を“A person born after 5th March 1961 but before 6th April 1977 attains pensionable age when the person attains the age of 67”と修正する旨の記載がある。

これらの記載方法を踏まえて、上記の表を作成した。

(5) 2011年年金法成立後に、2011年年金法の影響評価を説明する推計結果が示されている。66歳引上げ前倒しによる主な影響^{脚注21}は、以下の通りである。

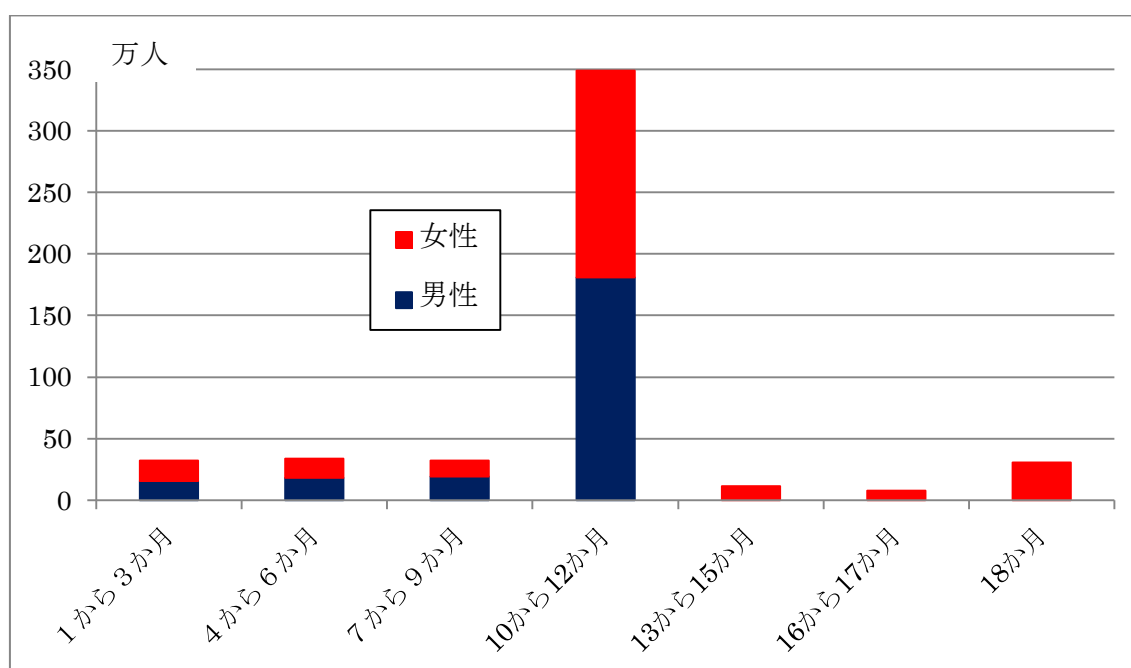
- a. 2016年度から2025年度にかけて306億ポンドの支出削減が可能であり、83億ポンドの保険料収入増加を見込んでいる。(2011年度価格)
- b. 1953年4月6日から1960年4月5日までに生まれた者が前倒しの影響を受けるが、影響を受ける者の人数は497万人である。前倒しによる引上げ月数別の人数分布を図8に

^{脚注21} <http://www.dwp.gov.uk/docs/pensions-bill-2011-ia-annexa.pdf>

示す。

受給開始年齢 66 歳の者は、前倒し前は 1960 年 4 月 6 日から 1968 年 4 月 5 日までに生まれた者であったが、前倒し後は 1954 年 10 月 6 日から 1968 年 4 月 5 日までに生まれた者になった。1953 年 9 月 6 日から 1955 年 4 月 5 日までに生まれた女性の場合、12 か月以上^{脚注22}の月数引上げになる。1954 年 10 月 6 日から 1960 年 4 月 5 日までに生まれた男性と 1955 年 4 月 6 日から 1960 年 4 月 5 日までに生まれた女性との引上げ月数が 12 か月になる。

図 8. 引上げ月数別の人数分布



注. “PENSIONS ACT 2011 – IMPACTS – ANNEX A: STATE PENSION AGE”を用いて、独自に描画を行った。

c. 20 歳到達後期間に対する受給開始後期間の比率は、以下の方法で計算される。

20 歳到達後期間に対する受給開始後期間の比率

= 受給開始年齢時点の平均余命

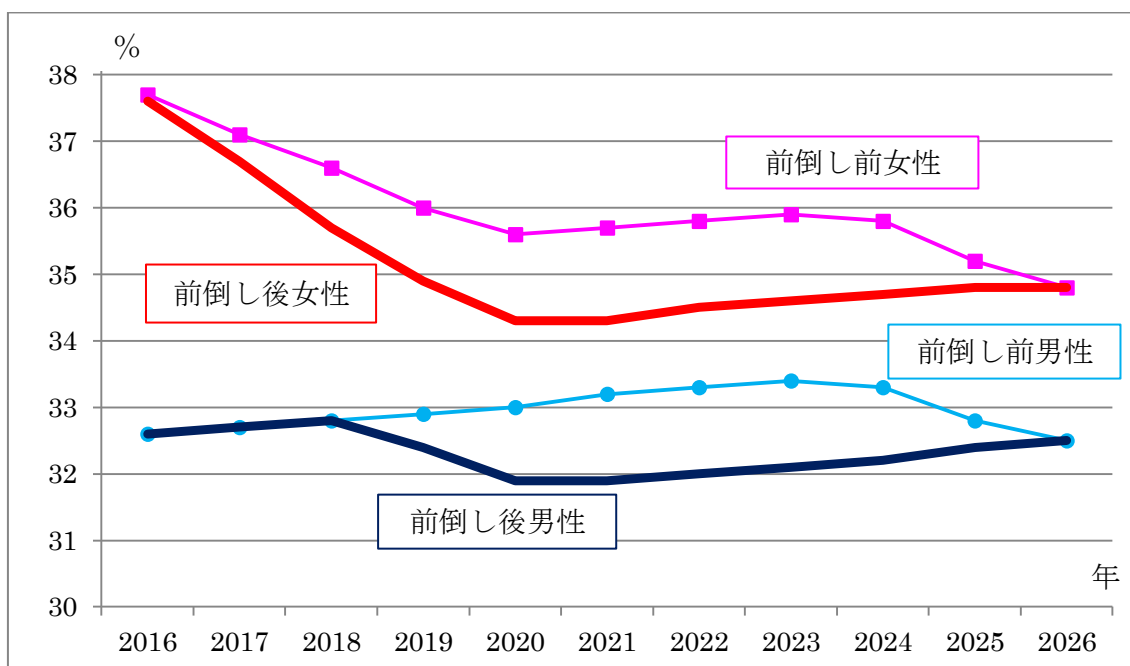
÷ (受給開始年齢 - 20 + 受給開始年齢時点の平均余命)

2016 年から 2026 年までの当該比率を、男女別・前倒し前後別に図 9 に示す。

男性の当該比率は 2000 年 29.6%、2010 年 31.8%であり、引上げ前倒し後のいずれの年であっても 2010 年 31.8%を上回っている。女性の当該比率は受給開始年齢引上げに伴い男性の比率により近づくものの、女性の平均余命が 2 年半程度男性よりも長いので、女性の比率は男性の比率を上回っている。

^{脚注22} 1953 年 9 月 6 日から 1953 年 10 月 5 日までに生まれた女性と 1955 年 3 月 6 日に生まれた女性との引上げ月数が 12 か月であり、1953 年 9 月 6 日から 1955 年 4 月 5 日までに生まれたこれらの者以外の者は 12 か月を超える月数引上げになる。

図 9. 20 歳到達後期間に対する受給開始後期間の比率



注. “PENSIONS ACT 2011 – IMPACTS - ANNEX A: STATE PENSION AGE” を用いて、独自に描画を行った。

7. 2013 年年金法草案

英国政府は、2013 年 1 月 14 日に公的年金を定額年金にする方針を記した白書“The single-tier pension: a simple foundation for saving”^{脚注23}を公表し、1 月 18 日に年金法草案^{脚注24}を公表した。年金法草案の内容を紹介する。

(1) 公的年金の定額化

早ければ 2017 年 4 月以降の受給開始年齢到達者の公的年金を定額にする。併せて、適用除外は廃止される。定額化により制度の複雑さが解消され、老後生活設計への意識が高まることが期待されている。

(2) 受給開始年齢 67 歳への引上げ前倒し

現行法による 67 歳引上げスケジュールは、以下の通りである。

ア) 1968 年 4 月 6 日以降に生まれた者が、67 歳引上げ対象者。

イ) 1969 年 4 月 6 日生まれの者が 2036 年 4 月 6 日に 67 歳に到達し、67 歳への引上げが完成する。

一方、草案には 2026 年 4 月から約 2 年を費やし 67 歳に引き上げる、以下のスケジュールが示されている。

ウ) 1960 年 4 月 6 日以降に生まれた者が、67 歳引上げ対象者。

エ) 1961 年 3 月 6 日生まれの者が 2028 年 3 月 6 日に 67 歳に到達し、67 歳への引上げが完成する。

(3) 受給開始年齢の検証

^{脚注23} <http://www.dwp.gov.uk/docs/single-tier-pension.pdf>

^{脚注24} <http://www.dwp.gov.uk/policy/pensions-reform/the-draft-pensions-bill/>

平均余命伸長がつづくことから、将来の受給開始年齢変更について構造的な枠組みが必要と考えられている。平均余命等を踏まえて受給開始年齢が適切であるかどうかについて検証し、検証結果報告書を公表する義務規定が設定された。最初の報告書を2017年5月7日前に公表し、その後は少なくとも5年ごとに報告書を公表する必要がある。

報告書作成のために、以下の報告を行うことが政府アクチュアリーへ要請される。同時に、幅広い視点から検討した報告を独立した委員会が行う。

- ア) ある期間に受給開始年齢に到達する者に対して、別途定められる成人後の期間に対する受給開始後期間の比率が維持できているかどうか。
- イ) 維持できていないのであれば、維持できるように規則を修正する方法。

8. 担当者後記

(1) 本稿は英国公的年金制度の長期推計の説明を目的として、厚生労働省年金局数理課国際年金財政分析官が作成した。作成のためには、(2)に示す英国政府機関が作成した資料を利用している。本稿の文責は年金局数理課が負う。

(2) 参考文献入手元の英国政府機関

歳入関税庁〈HM Revenue & Customs〉

<http://www.hmrc.gov.uk/>

雇用年金省〈Department for Work and Pensions〉

<http://www.dwp.gov.uk/>

政府アクチュアリー庁〈Government Actuary's Department〉

<http://www.gad.gov.uk/>

国家統計局〈Office for National Statistics〉

<http://www.ons.gov.uk/ons/index.html>

国会〈UK Parliament〉

<http://www.parliament.uk/>

財務省〈HM Treasury〉

<http://www.hm-treasury.gov.uk/home.htm>

(3) 本稿に示す URL は、平成 25 (2013) 年 3 月 14 日現在、アクセス可能なことを確認している。